



一般社団法人 GEOASIA 研究会 定款

令和 5年 8月 31日 一部変更
令和 元年 8月 30日 一部変更
平成 29年 8月 25日 一部変更
平成 21年 6月 23日 作
平成 21年 6月 26日 公証人認証
平成 21年 7月 2日 設立



一般社団法人 GEOASIA研究会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人GEOASIA研究会と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、地盤の力学応答の時刻歴解析に関する総合科学技術（以下単に「総合科学技術」という。）に携わる技術者の資質の向上を図ることにより、総合科学技術を振興し、社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 総合科学技術に関する調査・資料収集、セミナー、研究発表会、展示会等の開催
2. 総合科学技術に関する会員の自己研鑽支援及び教育のための事業
3. 総合科学技術に関する調査・研究の受託、情報提供、技術指導、普及開発
4. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(活 動)

第4条 当法人は、前条に基づき、次の活動をおこなう。

1. プログラムAll Soils All States All Round Geo-Analysis Integration（以下、略称GEOASIA）の不断の高度化のための活動

プログラムGEOASIAは、砂、中間土、粘土から泥岩まで土の種類を問わずあらゆる地盤を対象に、静的、動的の外力形態のいかんに関わらず、変形から破壊まであらゆる地盤応答を、時刻歴に解析する計算技術である。当法人は、地盤力学・地盤工学の理論的及び実務的問題の解決を通じてプログラムGEOASIAの不断の高度化を図るために、適切な活動（調査・資料収集、セミナー、研究発表会、展示会）を行う。

2. 会員の自己研鑽支援と会員教育の活動

当法人は、会員がプログラムGEOASIAの習得を通じて地盤力学・地盤工学の理解を深めることを支援し、このために会員教育と表彰の活動を行う。また、別途定める教育終了会員には“GEOASIA Master”の称号をおく。

3. 調査・設計及び技術開発・研究開発の支援活動

当法人は、官公庁、企業、大学等において行われる、地盤工学に関する調査・設計及び技術開発・研究開発を、プログラムGEOASIAの利用によりはじめて得られる

知見を用いて支援するために、適切な活動（調査・研究の受託、情報提供、技術指導、普及開発）をおこなう。

（主たる事務所の所在地）

第5条 当法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

（公告方法）

第6条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- ② 当法人の公告は、電子公告の方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載してする。

（機 関）

第7条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社員及び会員

（社員の資格）

第8条 当法人の構成員は次のとおりとし、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

1. 代議員 本定款の規定に基づき会員の中から選挙によって選出された者
 2. 会 員 当法人の目的に賛同し、技術責任感において信用あるもので、第13条に規定する手続きを経て、入会した個人または法人
- ② 前項の会員のうち、GEOASIA の発展に顕著に寄与をした年齢70歳以上の個人で、理事が推薦し理事会で承認された者を名誉会員とする。
- ③ 名誉会員は、他の個人の会員と同等の権利及び資格を有する。
- ④ 名誉会員は、第14条に定める会費を納めることを要しない。

（代議員の選出）

第9条 代議員（「社員」以下同じ。）は、当法人の会員の中から選挙により選出する。

- ② 前項の選挙においては、会員は、等しく選挙権及び被選挙権を有し、理事及び理事会は、代議員を選出する権限を有しない。代議員の選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- ③ 代議員の数は11名とする。
- ④ 代議員選挙は、2年に1度、8月に実施するものとする。

（代議員の任期）

第10条 代議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時社員総会の終結の時までとする。ただし、任期満了後においても後任者が選出されるまではその職務を行わなければならない。

- ② 代議員が社員総会決議取消しの訴え（法人法第266条第1項）、解散の訴え（法人法第268条）、責任追及の訴え（法人法第278条）及び役員の解任の訴え（法人法第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、前項本文の規定にかかわらず、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員はなお法人法上の社員たる地位を有するものとする。ただし、当該代議員は、役員の選任及び解任並びに定款変更についての議決権は有しないものとする。
- ③ 任期満了前に退任した代議員の補欠として選出された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（補欠代議員の予選）

第11条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えてあらかじめ補欠の代議員を選出することができる。この場合の代議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

- ② 補欠の代議員を予選する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
1. 当該候補者が補欠の代議員である旨
 2. 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選出するときは、その旨及び特定の代議員の氏名
 3. 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選出した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選出するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- ③ 第1項の補欠代議員の予選に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

（会員の権利）

第12条 社員でない会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

1. 法人法第14条第2項に定める権利（定款の閲覧等）
2. 法人法第32条第2項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
3. 法人法第50条第6項に定める権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
4. 法人法第52条第5項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
5. 法人法第57条第4項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
6. 法人法第129条第3項に定める権利（計算書類等の閲覧等）
7. 法人法第229条第2項に定める権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

8. 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項に定める権利
(合併契約等の閲覧等)

(入会)

第13条 当法人の成立後会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第14条 会員（社員たる会員を含む。）は、社員総会の定める額の会費を支払わなければならない。本条の会費は、法人法第27条に規定する経費とする。

② 前項の会費について、一旦支払われた会費は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

(社員名簿)

第15条 当法人は、会員及び社員の氏名又は名称及び住所を記載した「会員・社員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員・社員名簿」をもつて法人法第31条に規定する社員名簿とする。

② 当法人の会員及び社員に対する通知又は催告は、「会員・社員名簿」に記載した住所、又は会員又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退会又は退社)

第16条 会員（社員たる会員を含む。）は、次に掲げる事由によって退会又は退社する。

1. 本人の退会又は退社の申し出。ただし、退会又は退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会又は退社することができる。なお、この場合、既に支払った会費の返戻はしない。

2. 死亡又は解散

3. 繼続して2年以上、第14条に規定する会費を滞納したとき

4. 総社員の同意

5. 除名

② 会員（社員たる会員を含む。）の除名は、当法人の名誉を毀損し、その品位を汚損する等正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招集)

第17条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。社員総会は、社員によって構成する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、会日より1週間前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、社員に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれに代わる。理事全員に事故があるときは、総会において出席社員のうちから議長を選出する。

(権能)

第19条 社員総会は、以下の事項について議決する。

- 1. 定款の変更
- 2. 解散
- 3. 合併
- 4. 事業計画の報告
- 5. 事業の譲渡
- 6. 社員の除名
- 7. 収支予算並びに決算の承認
- 8. 役員の選任及び解任
- 9. 役員の報酬等の決定
- 10. 入会金及び会費の額並びにその徴収方法
- 11. 借入金（年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）の最高限度額
- 12. 理事会において社員総会に付議した事項
- 13. 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(決議の方法)

第20条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- ② 法人法第49条第2項に定める社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権)

第21条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第22条 社員は、当法人の会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第24 当法人の理事の員数は、3名以上5名以内とする。

(監事の員数)

第25条 当法人の監事の員数は、1名または2名とする。

(理事及び監事の資格)

第26条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

② 監事は、一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事及び監事の選任の方法)

第27条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第28条 理事會は、理事の中から代表理事1名を選定し、代表理事をもって会長とする。

② 会長は、当法人を代表し会務を総理する。

(理事及び監事の任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

② 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

③ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事及び監事の解任)

第30条 理事及び監事は、次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の決議によりこれを解任することができる。この場合において、当該役員に対し、社員総会の1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えるなければならない。

1. 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき
2. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(理事及び監事の報酬等)

第31条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

1. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 3. 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- ② 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員の責任の免除)

第33条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、社員のほかすべての会員の同意がなければ、これを免除することができない。

(顧問)

第34条 当法人は、重要な事項について会長の諮問に応じるため、顧問を置くことができる。

② 顧問は、理事会の決議を経て会長がこれを委嘱する。

③ 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(委員会)

第35条 会長は、第45条に定める委員会のほか、本会の円滑な運営を図るため、必要と認

めるときは理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

② 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長がこれを定める。

(事務局の設置等)

第36条 当法人には、事務局を置くことができる。

② 事務局職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

③ 事務局職員には、その職務を行うための報酬を別途定める報酬規定により支払う事ができる。

第5章 理事会

(権能)

第37条 理事会は、この定款に定める事項の他、次の職務を行う。

1. 業務執行に関する決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 代表理事の選定及び解職
4. 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
5. 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(招集)

第38条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれに代わるものとする。

(招集手続の省略)

第39条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第41条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第43条 会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会議事録)

第44条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(委員会の設置等)

第45条 当法人の事業運営上の重要な事項について検討を行うために、会員からなる常設及び期限付き委員会を設置する。

1. GEOASIA 地盤力学/工学研究委員会（常設）

プログラム GEOASIA に関して発生するすべての理論的及び実務的问题を適宜処理しつつ、同プログラムの不断の高度化をはかる。

2. 教育委員会（常設）

各種教育プログラムを準備し、会員教育と会員の自己研鑽を支援する。併せて会長、理事会とともに、GEOASIA Master を認可する。

3. 調査設計・研究支援委員会（期限付き）

会員の行う個別の調査設計・研究にともなう課題に対し、プログラム GEOASIA を通じて適宜必要な支援を行う。

第6章 計 算

(事業年度)

第46条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第47条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については定時社員総会の承認を受け、事業報告書について

は理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第48条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれら
の附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日
から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

② 当法人は、前項のほか、次に掲げる帳簿及び書類を常に備え置くものとする。

1. 定款
2. 会員・社員名簿及び会員の移動に関する書類
3. 理事及び監事の名簿
4. 事業計画及び予算に関する書類
5. 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
6. 許可、認可等及び登記に関する書類
7. 定款に定める機関の議事に関する書類

③ 前2項の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによる。

(剩余金の不配当)

第49条 当法人は、剩余金の分配を行うことができない。

第7章 資産

(資産の構成)

第50条 当法人の資産は次の各号に挙げるものをもって構成する。

1. 設立当初の財産目録に記載された資産
2. 会費
3. 寄付金
4. 財産から生じる収入
5. 事業に伴う収入
6. その他の収入

(資産の管理)

第51条 当法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て運用する。

(事業計画及び予算)

第52条 当法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、理事会の議決を経て
総会に報告するものとする。変更する場合も同様とする。

第8章 解散及び清算

(解散の事由)

第53条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

1. 社員総会の決議
2. 社員が欠けたこと
3. 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
4. 破産手続開始の決定
5. 法人法第261条第1項又は第268条の規定による解散を命ずる裁判

（残余財産の帰属）

第54条 当法人が解散等により清算する場合に残余財産があるときは、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第55条 本会は、公正で開かれた活動をするため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

（個人情報の保護）

第56条 本会は、業務以上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。

② 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により定める。

（守秘義務）

第57条 会員は、第3条及び第4条並びに第45条にかかる研究内容について、当法人以外での守秘義務を負うものとする。

第10章 附 則

（設立時社員の氏名及び住所）

第58条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

【社員・住所】京都市中京区柳馬場通二条上る六丁目町283	【社員・氏名】浅岡 顯
【社員・住所】名古屋市天白区土原二丁目405番地の36	【社員・氏名】中野正樹
【社員・住所】名古屋市天白区土原二丁目446番地の6	【社員・氏名】野田利弘
【社員・住所】名古屋市天白区大坪一丁目104番地の1	【社員・氏名】小高猛司

（設立時役員）

第59条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 浅岡 顯

設立時理事 中野 正樹
設立時理事 野田 利弘
設立時監事 小高 猛司

設立時代表理事（会長） 浅岡 顯

（最初の事業年度）

第60条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年6月30日までとする。

（定款に定めのない事項）

第61条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人GEOASIA研究会設立のため、設立時社員浅岡 顯、同中野 正樹、同野田 利弘、同小高 猛司の定款作成代理人行政書士高 典啓は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成21年6月23日

設立時社員 浅岡 顯
設立時社員 中野 正樹
設立時社員 野田 利弘
設立時社員 小高 猛司

行政書士法第1条の3に基づき代理人として作成し、電子署名する。

上記設立時社員の定款作成代理人

愛知県名古屋市西区江向町6丁目37番地

行政書士 高 典啓

登録番号 第05192041号